非常勤職員の募集について(障害者雇用)

《募集内容》

現在、税務署において障害者雇用義務制度の対象となる方について、非常勤職員の募集を行っています。 仕事内容・勤務条件等は以下のとおりです。

〇 勤務地

余市税務署

余市郡余市町朝日町1番地

- 〇 職務内容
 - ・ パソコン (エクセル・ワード等) を用いた簡易な入力作業
 - 一般行政事務の補助等
 - ※ 具体的な職務内容は適性に応じて調整します。
- 雇用期間・募集人員

平成31(2019)年4月1日(月)以降の採用日 から 2020年3月31日(火) 1名程度

〇 勤務時間

午前8時30分から午後5時00分の間のうち、5時間から7時間程度(休憩時間1時間)

※ 勤務時間については、ご相談の上、決定します。

〇 賞与

勤務時間及び勤務実績に応じて支給

〇 賃金等

890円 から

※ 雇用保険及び社会保険については、ご相談の上、決定します。

○ 応募方法等

下記問い合わせ先へご連絡後、履歴書(顔写真貼付)をお送りください。

提出書類確認後、面接日をお知らせします。

- ※ 応募前の事前説明を希望される方は、ご連絡ください。
- ※ なお、事前説明及び面接については、就労支援機関担当者の同席が可能です。
- 具体的な勤務時間及び勤務日数は面接時に説明します。
- 超過勤務 (時間外勤務)はありません。
- ・ 時間給のほか、通勤手当として、原則実費相当額を支給します(実際の支給額は一般職員の通勤 手当に準じて計算します。なお、片道の通勤距離が2km未満の場合は、支給できません。)。
- 給与の支給は、勤務した月分の翌月10日までに本人名義の金融口座へ振込みとなります。なお、 時間給は給与法改正等により変更される場合があります。
- 賞与の支給は、6月20日及び12月20日に本人名義の金融口座へ振込みとなります。なお、賞与は一定の勤務条件を満たした場合に限り支給されます。
- 労災保険の加入はありませんが、公務、通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償 法による補償があります。
- 原則として、任期の満了をもって退職となりますが、翌年度(2020年4月1日以降)の再雇用の可能性があります。
- ※ 応募者多数の場合、応募受付を締め切ることがあります。

お問合せの時点で募集が終了している場合もありますので、御了承願います。

【問い合わせ先】

〒046-0015 余市郡余市町朝日町1番地

余市税務署 総務課 担当:北西 嘉久(きたにし よしひさ)

電話番号 0135-22-2093 (内線 12)